**指定障害児通所支援事業者**

**自主点検表**

**児童発達支援・旧医療型児童発達支援**

**（旧難聴児・旧重心児・旧医療型）**

**放課後等デイサービス・保育所等訪問支援**

**居宅訪問型児童発達支援**

※該当の事業名称を〇で囲んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 点検実施年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 事業者（法人）名 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 指定事業所番号 |  |
| 管理者  (役職名・氏名) |  |
| 資料作成者  （職名・氏名） |  |
| （ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ） |  |

児童福祉法に基づく指定通所支援事業所の

自主点検表における表記等について

１　省略表記

　・「法」 ：児童福祉法（昭和22年法律第164号）

　・「施行規則」：児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

　・「厚令」：厚生労働省令

　・「平24厚令15」：

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関

する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）

　・「平18厚令34」：

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平

成18年2月3日厚生労働省令第15号）

　・「平18厚令36」：

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）

　・「平18厚令171」：

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

　・「平11厚令37」：

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11

年3月31日厚生省令第37号）

　・「厚告」：厚生労働省告示

　・「平24厚告122」：

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用

の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122

号）

　・「平24厚告128」：

こども家庭庁長官が定める一単位の単価を定める件

（平成24年3月14日厚生労働省告示第128号）

　・「平24厚告231」：

食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針

（平成24年3月30日厚生労働省告示第231号）

　・「平24厚告232」：

こども家庭庁長官が定める離島その他の地域

（平成24年3月30日厚生労働省告示第232号）

　・「平24厚告269」：

こども家庭庁長官が定める施設基準

（平成24年3月30日厚生労働省告示第269号）

　・「平24厚告270」：

こども家庭庁長官が定める児童等

（平成24年3月30日厚生労働省告示第270号）

　・「平24厚告271」：

こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準

及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合

（平成24年3月30日厚生労働省告示第271号）

　・「解釈通知」：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）

　・「留意事項通知」：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

　・「条例」：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する

条例（平成24年京都府条例第34号）

　・「規則」：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する

条例施行規則（平成24年京都府規則第49号）

２　自主点検表の作成について

　(1) 実施している事業ごとに、毎年、定期的に点検してください。

　(2) この自主点検表は、点検後、実施している事業ごとに作成してください。

　(3) 表紙は、事業名を○で囲むとともに、必要事項を記載してください。

　(4) 自主点検表の各項目を点検し、「結果」欄の「適・否」のいずれかに☑をするとともに、必要事項を記入してください。

(5) 実施していない事業や算定していない加算等に関する項目は、「該当なし」に

☑をするか、その項目を斜線で消してください。